

【SDN 出展規定】

(1) 出展物

出展物は、当展示会の開催目的の趣旨に沿った品目とします。

* 出展製品や説明パネル等は、薬事法、食品衛生法など関連法規を遵守してください。

事務局は、展示会の正常な運営に支障を生ずる恐れがあると認められるものについては、その出展、装飾に関して制限または禁止することがあります。

次に該当するものは出展を禁止します。引火性・爆発性または放射線危険物、劇毒物、麻薬、工業所有権を侵害する商品、裸火。公序良俗に反すると主催者が判断した製品・造作物・チラシ等、出展会の趣旨に関係ない製品。

外国貨物の展示について。

外国貨物を展示する場合、つとめて通関手続きをとり、国内貨物にした後、出品するようにしてください。特に会場内で消耗または加工する物品は、国内貨物でなければなりません。

犬、猫等の生体の展示及び持ち込みはできません。

(2) 出展物の保護

出展物の保護については、出展社各自が行ってください。また天災、その他不可抗力の原因により発生した事故(盗難、紛失、火災、損傷等)については、事務局はその損害の責任を負いません。

出展社は出展物の輸送及び展示期間中の保護については、必要に応じて保険をかけるなどの適切な対策をとってください。

(3) 事故防止及び責任

出展社は、出展物の搬入出、展示、実演、撤去などを通じて事故発生防止に努めてください。事務局はこれらの作業を通じ、必要と認めた場合、事故防止のための処置を命じ、その作業を制限または中止を求めることがあります。

出展社にかかわる行為によって事故または損傷が発生したときは、当該出展社の責任となります。

会場設備、基礎小間の装飾及び出展社などを破損した場合、理由の如何にかかわらず、当該出展社の責任となります。

(4) 小間内の出展関係者常駐

出展関係者は展示期間中、必ずその小間内に常駐し、来場者との対応、出展物の保護にあたってください。

(5) 出展社証の着用

会期中の出展社及びその関係者は、事故や盗難などを防止するために、出展社証を必ず着用してください。当日、出展社証を着用しない人の入場はお断り致します。すべての出展関係者へ徹底するようお願い致します。

(6) 騒音及び迷惑行為の防止

原則として、館内における音楽の生演奏、太鼓、鐘は禁止します。また、商品説明のためのスピーカー音量が、事務局の判断により不適当と認められた場合、音量を絞っていただきます。

過度の音量は、緊急時の一斉放送の障害となります。また他社の商談等の迷惑ともなります。また、他社の商談等の迷惑ともなりますので、音量を極力抑えるよう全出展社のご協力をお願い致します。

* 上記以外の場所でも他の出展小間に迷惑となるような行為は行わないでください。

(7) 写真・ビデオ撮影及び複写について

当該出展社の許可なく、展示物の撮影、模写、測定、型取りなどを行うことはできません。

報道、または事務局の記念撮影については出展社のご協力をお願い致します。

(8) 呼び出し放送について

会期中の管内の呼び出し放送は、商談の妨げとなるため原則として行いません。各自の小間内に臨時電話を設置するか。または携帯電話・PHS等をご利用ください。

(9) 小間又貸しの禁止

出展社は主催者の承諾を得ないで第三者に小間を貸し出すことはできません。

申込社名と出展社名が異なる場合は、その理由を事務局に申請し許可を得る必要があります。また、複数の企業による共同出展の場合も、事務局への申請が必要です。

(10) 清掃について

会場内には、空容器、包装資材、残材などの保管場所はありませんので、出展社の責任において必ず処理してください。

定められた期間を超えて出展物、装飾資材等を会場内に残した場合、事務局は任意にこれを処分します。また、その処分に要した費用は出展社の負担とさせていただきます。

(11) 諸経費の負担

試飲、試食を行う場合、その提供方法により手洗い、流し等の給排水設備が必要になる場合があります。その際の設営費用は出展社の負担となります。

電気、給排水設備等を必要とするときは、主催際に報告し、各自で手続きを行い、所定料金を各業者にお支払いください。

出展物の輸送、搬入・搬出、展示、実演、撤去、その他出展社の行為に属する費用は、すべて出展社に負担となります。

(12) 小間設営の諸注意

出展社の小間設営に問題がある場合、主催者の権限において変更・撤去することができます。その場合、変更・撤去に要する費用は、その出展社の負担となります。

(13) 搬入と搬出

展示物の会場への搬入期間及び搬出期間などについては、出展社に通知します。

会期中は、主催者の承認なしに、出展社が小間内へ展示物を搬入及び撤去、あるいは移動することができません。

小間内の設備は、主催者によって指定された時間までに整備し、展示を完了してください。同時に空箱・残材等は撤去してください。

出展社は、展示品及び小間の設備の撤去を主催者によって指定された時間までに完了してください。期日までに撤去されない物品は、主催者が処分し、その費用は出展社の負担となります。

(14) 印刷物

主催者は、当イベントのガイドブック等の発行について占有権を持ちます。主催者は、ガイドブック等の作成にあたって、十分留意しますが、掲載に誤りや脱落等があった場合はご容赦お願いします。

(1 5) 補償

出展社は、各自の責任において展示会出展に伴うすべてのリスクの負担責任を担い、発生しうる全ての問題に対し、自らの責任において対処しなければなりません。

出展社及びその代理者が他社の小間、主催者の設備、展示会場の設備、または来場者を含む全ての人物等、第三者に損害及び危害を与えた場合は、その補償は全ての出展社の責任となり、主催者は一切の責任を負いません。また、出展小間位置の変更、展示会の規模の変更、展示会の延期及び中止等、主催者野判断による全ての変更事項に起因する出展社への影響及び発生する費用につきましては、主催者は一切責任を負いません。出展社各自の責任において対処されるものとしします。

(1 6) 保険

主催者は、展示会場の内外を問わず、展示品で障害、滅失、盗難などに関する責任を負いません。

出展社は、会場への物品搬入開始から撤去終了までの期間、必要と思われるものについて、自社の責任において損害保険に加入してください。主催者は出展社の所有物に関しては、保険に加入していません。

出展社は、展示会の開催に先立ち、出展に際し第三者に与える可能性のある全ての危害・損害に対し、各自保険に加入する義務を負います。主催者ではこの保険費用を負担しません。

(1 7) その他

主催者は出展申し込み状況等により展示会場や展示スペースが適当でないと判断した場合、展示スペース、展示会場を変更することがあります。展示スペースにおいては小間の配置並びにサイズの変更、会場においては、場所、出入口の変更または閉鎖をすることがあります。

天災地変等のやむを得ない理由で展示会が開催できないときは、主催者は既に受けている出展申し込みを取り消すことができます。また、出展規模において開催可能な規模に満たないと主催者が判断した場合も、主催者はその権限において出展申し込みを取り消すことができます。これらの場合、既に払い込まれた出展料については、必要経費を差し引いた上で、なお余剰金があった場合、これを出展面積に応じて配分し、出展社に返却致します。

出展社が規定等に違反した場合は、主催者はその出展社の出展をお断りすることがあります。この場合、主催者は出展社の自己負担により小間を撤去することができ、また既に振り込まれた出展料等は返却いたしません。

主催者と出展社、来場者、関係者との間で解決できない事項が発生したときは、主催者所在地の裁判所に裁定を委ねます。

主催者は展示会の円滑な管理をするために、本規約以外にも補足的な規定を制定することがあります。

< 問い合わせ >

S D N 実行委員会

〒216-0033 川崎市宮前区宮崎 1 2 9 - 1

株式会社 Keep up 内

TEL 044-853-0656 FAX 044-853-3583

広報担当 服部裕介 yusuke@keep-up-co.com